

企業振興助成金

企業が市内で工場等を新增設等する場合にご利用いただける支援制度です。

指定要件						助成内容	
対象業種	立地形態	種別	投下固定資産総額	新規雇用者	敷地面積または建築床面積	補助率	交付決定ごとの限度額
製造業	新設増設		30億円以上	50人以上		25%	対象経費 ① 1億円 ② 1-2億円 ③ 構築物、機械、装置等の償却資産の取得に要する経費。
製造業 先端技術産業以外の製造業	新設	A	10億円以上	30人以上		25%	1億円
		B	3億円以上	10人以上			1億円
		C	3千万円以上	5人以上	敷地面積1,500m ² 以上または建築床面積500m ² 以上		3千万円
	増設移設	A	10億円以上(移設の場合は純増加分)	30人以上			1億円
		B	3億円以上(移設の場合は純増加分)	10人以上			1億円
		C	3千万円以上(移設の場合は純増加分)	3人以上	敷地面積1,500m ² 以上または建築床面積500m ² 以上		3千万円
	新設	3億円以上(移設の場合は純増加分)	10人以上				5千万円
		3千万円以上(移設の場合は純増加分)	3人以上	敷地面積1,500m ² 以上または建築床面積500m ² 以上			
	増設移設	2千万円以上(移設の場合は純増加分)	5人以上				3千万円
		3人以上					
試験研究所	新設	3千万円以上(移設の場合は純増加分)	5人以上			25%	
	増設移設	3人以上					

1. 対象経費

- ① 土地の取得および造成に要する経費。
- ② 事業所の建設に要する経費。
- ③ 構築物、機械、装置等の償却資産の取得に要する経費。

2. 要件

- (1) 土地の取得および造成に要する経費を助成の対象とする場合にあっては、土地の取得が操業開始の日前3年以内であること。
- (2) 操業開始後2年以内に新規雇用者の数が指定要件に合致していること。
- (3) 助成金の交付決定後3年以内に新規雇用により増加した常用労働者の増加した数が、指定要件に掲げる新規雇用者の数を下らないこと。
- (4) 小浜市市税条例（昭和26年小浜市条例第17号）第3条各号に掲げる市税を滞納していないこと。

3. 対象業種

- (1) 「製造業」とは、産業分類に掲げる製造業。
- (2) 「先端技術産業」とは、福井県産力戦略本部が策定した「最先端技術のメッカづくり基本指針（平成17年3月策定）」においてフューチャークラスターの核づくりに寄与する高度技術を有する製造業として位置づけられた製造業のうち、福井県知事の指定を受けたもの。
- (3) 「先端的農商工連携施設」とは、農産物工場（人工光源をはじめとする植物の育成に必要な環境条件を最適化させる環境制御システムにより、農産物を効率的・計画的に生産する施設またはその基準に準ずる施設）等、先端的な技術の利用により、農林水産物を生産するもので、市長が認めるもの。
- (4) 「情報サービス業」とは、産業分類に掲げる情報サービス業。
- (5) 「試験研究所」とは、産業分類に掲げる自然科学研究所に該当し、高度な工業技術（バイオテクノロジーに係る技術を含む。）の開発または高度な工業技術を製品の開発もしくは生産に利用するための試験または研究の用に供される施設で、独立した試験研究施設と認められるもの。

4. その他

- (1) 「新設」とは、市内に事業所を有しない者が、市内に事業所を新たに設置すること、または、市内に事業所を有する者が、市内に当該事業所と異なる業種の事業所を市内に独立して設置すること。
- (2) 「増設」とは、市内に事業所を有する者が、生産規模を拡大する目的で当該事業所と同一業種の事業所を市内に設置すること（既設の事業所の敷地または隣接地に拡充することを含む。）。
- (3) 「移設」とは、市内に事業所を有する者が、事業所を解体し、市内の別の場所に新たに設置すること（事業所の老朽、罹災等により取り壊し、同一場所で改築することを含む。）。
- (4) 移設の場合の純増加分の適用に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - ア. 土地の取得および造成に要する経費は、純増した敷地面積割合により算定する。
 - イ. 事業所の取得に要する経費は、取得額から用途廃止する事業所の地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく評価額を控除した額とする。
 - ウ. 機械・装置等の償却資産は、移設経費を含まない。新たに導入した経費のみとする。ただし、新たに導入した経費に公共事業等の移転補償金を充当した場合、移転補償金の額を差し引いた額とする。
- (5) 助成金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。
- (6) 指定申請内容の有効期間は1年間とする。事業者は指定通知のあった日から、1年内に事業着手するものとし、着手後は継続的に事業を遂行しなければならない。なお、災害等の不測の事態は除く。
- (7) 同一企業グループ（連結決算対象企業）に対する、上記助成金の交付回数は、原則1回とする。ただし、細則に定める要件を満たす場合を除く。